

鳥取県医療機能情報提供制度実施要領（新旧対照表）

第1条 鳥取県医療機能情報提供制度実施要領の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>1 目的</p> <p>本要領は、良質な医療を提供する体制の確立を図るため、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の3第1項の規定に基づき、<u>同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の2の2第1項において知事が定めることとされた医療を受ける者が身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置、その他の医療の提供を行う機能（かかりつけ医療機能）その他の病院、診療所、歯科診療所及び助産所（以下「病院等」という。）の機能についての十分な理解の下に病院等の選択を適切に行うために必要な情報（以下「医療機能情報」という。）の報告の方法等について定めるとともに、県民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。</u></p> <p>2 情報の取扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院等の管理者は、提供する医療について正確かつ適切な<u>医療機能</u>情報を報告するとともに、報告した<u>機能</u>に関して県民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。<u>（削除）</u></p> <p>3 医療機能情報の報告等</p> <p>(1) 報告の方法</p> <p>ア 定期報告</p> <p>病院等の管理者は、毎年<u>1月1日時点の医療機能情報</u>について、<u>当該年の1月1日から1月31日までの間に、次のいずれかの方法で</u>当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。</p> <p><u>（ア）医療機関等情報支援システム（以下、「G-MIS」という。）への入力</u></p> <p><u>（イ）様式第1号の提出（必要に応じて、様式第2号を使用すること）</u></p> <p>イ 随時報告</p> <p>病院等の管理者は、医療機能情報のうち、別表に掲げる基本情報（以下「基本情報」という。）に修正又は変更が生じたときは、30日以内に、<u>次のいずれかの方法で</u>当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。</p>	<p>1 目的</p> <p>本要領は、良質な医療を提供する体制の確立を図るため、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第6条の3第1項の規定に基づき、<u>医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第1条の2第1項において知事が定めることとされた医療を受ける者が病院等（病院、診療所、歯科診療所又は助産所をいう。以下同じ。）の選択を適切に行うために必要な情報である当該病院等の有する医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）の報告の方法等について定めるとともに、県民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。</u></p> <p>2 情報の取扱い</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院等の管理者は、提供する医療について正確かつ適切な情報を報告するとともに、報告した<u>情報</u>に関して県民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。<u>また、身近なかかりつけ医も、県民・患者からの相談等があった場合は、適切に応じるよう努めなければならない。</u></p> <p>3 医療機能情報の報告等</p> <p>(1) 報告の方法</p> <p>ア 定期報告</p> <p>病院等の管理者は、毎年<u>12月31日現在の状況</u>について、<u>翌年1月31日までに</u>、様式第1号により、当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。</p> <p>イ 随時報告</p> <p>病院等の管理者は、医療機能情報のうち、別表に掲げる基本情報（以下「基本情報」という。）に修正又は変更が生じたときは、30日以内に、<u>様式第1号により</u>、当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。</p>

のとする。

(ア) G-MISへの入力

(イ) 様式第1号の提出(必要に応じて、様式第2号を使用すること)

ウ 新規開設時の報告

病院等の管理者は、開設届出後、30日以内に病院等の医療機能情報について、次のいずれかの方法で当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。

(ア) G-MISへの入力

(イ) 様式第1号及び様式第2号の提出

エ 略

(2) 報告の是正命令等

総合事務所長等は、病院等の管理者が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該病院等の管理者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。

なお、上記指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合には、法第6条の3第8項に基づき、当該病院等の開設者に対し、当該病院等の管理者をしてその報告を行わせ、又は報告内容を是正させることを命ずることができる。

(3) 略

4 医療機能情報の公表

総合事務所長等は、管轄内の病院等の管理者から報告された医療機能情報の内容を確認し、厚生労働大臣が整備する全国統一的な情報提供システム(医療情報ネット)により公表するものとする。

5 病院等の情報提供

病院等の管理者は、総合事務所長等へ報告した医療機能情報について、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて電子媒体等による情報の提供を行うことができる。

病院等の管理者が医療機能情報の提供を行っていない場合には、総合事務所長等は、情報提供を行うよう指導することができるものとする。

また、病院等においても、県民・患者からの当該病院等の医療機能情報に関する相談、照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとする。

とする。

ウ 新規開設時の報告

病院等の管理者は、開設届出後、30日以内に病院等の医療機能情報について、次のいずれかの方法で当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。

(ア) 様式第1号及び様式第2号の提出

(イ) 様式第1号の提出及びとっとり医療情報ネットへの入力

エ 略

(2) 報告の是正命令等

総合事務所長等は、病院等の管理者が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該病院等の管理者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。

なお、上記指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合には、法第6条の3第6項に基づき、病院等の開設者に対し、管理者をして報告又は報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。

(3) 略

4 県の公表

総合事務所長等は、病院等の管理者から報告された医療機能情報の内容をインターネット等により公表するものとする。

5 病院等の情報提供

病院等の管理者は、総合事務所長等へ報告した情報について、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて電子媒体等による情報の提供を行うことができる。

病院等の管理者が情報の提供を行っていない場合には、総合事務所長等は、情報提供を行うよう指導することができるものとする。

また、病院等においても、県民・患者からの当該病院等の医療機能情報に関する相談、照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとする。とともに、身近なかかりつけ医においても、患者から他の病院等に対する相談・質問等があった場合は、適切に対応するよう努めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年12月28日から施行する。
- 2 なお、令和5年度の3（1）アの定期報告については、令和6年1月1日現在の状況を令和6年2月1日から2月29日までの間にG-MISへの入力または様式第1号及び様式第2号の提出により当該病院等を管轄する総合事務所長等へ報告するものとする。

様式第1号

医療機能情報報告届

※インターネット環境が無いなどの理由により、医療機関等情報支援システム（G-MIS）への入力ができない場合に提出すること。

病院等の名称	
報告種類	<input type="checkbox"/> 定期報告（年1回） <input type="checkbox"/> 随時報告（ <u>基本情報の変更</u> ） <input type="checkbox"/> 新規開設時の報告 ※いずれかにチェックすること <u>※新規開設時の報告の場合、様式第2号を併せて提出すること。</u>
<u>（削除）</u>	
変更する項目及び内容 <u>（定期報告又は随時報告の場合）</u>	項目： 内容： <u>※様式第2号での報告に代えることができる。</u>
備考	

上記により医療機能情報の報告をします。

年 月 日

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の職氏名）

様式第1号

医療機能情報報告届

病院等の名称	
報告種類	<input type="checkbox"/> 定期報告（年1回） <input type="checkbox"/> 随時報告（ <u>基本情報に変更があった場合</u> ） <input type="checkbox"/> 新規開設時の報告 ※いずれかにチェックすること
報告方法	<input type="checkbox"/> <u>様式第2号</u> <input type="checkbox"/> <u>とっとり医療情報ネット（http://medinfo.pref.tottori.lg.jp/）</u> <u>※いずれかにチェックすること</u>
変更する項目及び内容	項目： 内容：
備考	

上記により医療機能情報の報告をします。

年 月 日

住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の職氏名）

<p style="text-align: center;">連絡先</p> <p>担当者氏名： 電話番号： ファクシミリ番号： 電子メールアドレス：</p> <p><input type="checkbox"/> 鳥取市保健所長 <input type="checkbox"/> 鳥取県中部総合事務所長 <input type="checkbox"/> 鳥取県西部総合事務所長 ※いずれかにチェックすること</p> <p style="text-align: right;">} 様</p>	<p style="text-align: center;">連絡先</p> <p>担当者氏名： 電話番号： ファクシミリ番号： 電子メールアドレス：</p> <p><input type="checkbox"/> 鳥取市保健所長 <input type="checkbox"/> 鳥取県中部総合事務所長 <input type="checkbox"/> 鳥取県西部総合事務所長 ※いずれかにチェックすること</p> <p style="text-align: right;">} 様</p>
--	--

第2条 鳥取県医療機能情報提供制度実施要領の一部を次のように改正する。
様式第2号を別添のように改める。